

第10回 熊本市教育行政審議会 次第

令和7年(2025年)1月27日(月) 9時30分～12時30分

熊本市役所議会棟2階 予算決算委員会室

1 開 会

2 協 議

最終答申に向けての意見交換について

3 諸 連 絡

4 閉 会

第10回 熊本市教育行政審議会 座席表

日時:令和7年(2025年)1月27日(月)9:30~

場所:熊本市役所議会棟2階 予算決算委員会室

弁護士
村田 晃一 委員

副 会 長

日本大学文理学部教授
未富 芳 委員

東北大学大学院教育学研究科教授
青木 栄一 委員

熊本学園大学社会福祉学部教授
子ども家庭福祉学科長
出川 聖尚子 委員

日本体育大学大学院体育科学研究科教授
南部 さおり 委員

リ・スタートくまもと代表
富永 智子 委員

名古屋市教育長
坪田 知広 委員

医療法人横田会向陽台病院院長
比江島 誠人 委員

教育ジャーナリスト
星槎大学客員教授
中西 茂 委員

熊本市教育委員
村田 槇 委員

保護者
西村 則子 委員

熊本市立楠中学校長
平生 典子 委員

熊本市立託麻南小学校長
白石 和弘 委員

公募委員
森 博子 委員

報道関係者(報道カメラエリア)・傍聴席

(事務局)

熊本市教育行政審議会

	区分	氏名	所属団体・役職等	出欠
1	学識経験者	藤田 豊	熊本大学教育学部長・大学院教育学研究科長	欠席
2	学識経験者	青木 栄一	東北大学大学院教育学研究科教授	○
3	学識経験者	末富 芳	日本大学文理学部教授	○
4	学識経験者	南部 さおり	日本体育大学大学院体育科学研究科教授	○
5	学識経験者	出川 聖尚子	熊本学園大学社会福祉学部教授・子ども家庭福祉学科長	○
6	地方教育行政関係者	坪田 知広	名古屋市教育長	○
7	法曹関係者	村田 晃一	弁護士	○
8	医療福祉関係者	富永 智子	リ・スタートくまもと代表	○
9	医療福祉関係者	比江島 誠人	医療法人横田会向陽台病院院長	○
10	報道関係者	中西 茂	教育ジャーナリスト・星槎大学客員教授	○
11	地方教育行政関係者 保護者代表	村田 楨	熊本市教育委員	○
12	保護者代表	西村 則子	保護者	○
13	教職員	平生 典子	熊本市立楠中学校長	○
14	教職員	白石 和弘	熊本市立託麻南小学校長	○
15	公募委員	森 博子	公募委員	○
16	公募委員	上田 心結	公募委員	欠席

熊本市の教育行政の在り方について

最終答申（案）

（第9回審議会後の委員からの追加意見反映版）

朱書き

令和7年（2025年）3月〇〇日

熊本市教育行政審議会

目次（案）

1.	はじめに.....	1
2.	理念と検討項目.....	2
3.	対応方針項目.....	2
4.	対応方針.....	3
4-1	教育委員会における体制整備等.....	3
4-1-1	体制の整備について.....	3
	（1）教育委員会内の相談窓口の一元化.....	3
	（2）こどもの権利を擁護するための体制整備.....	4
	（3）音声記録等による客観性の担保.....	5
	（4）これまでの対応事案から得られた教訓を生かした対応.....	7
	（5）問題を起こした教職員の担任変更等の指針.....	7
	（6）教育委員会の情報公開.....	8
	（7）当事者への情報開示.....	9
	（8）個別最適な学びの実現.....	9
4-1-2	専門家の配置について.....	11
	（1）スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置増・ 処遇改善と支援体制の充実.....	11
	（2）スクールロイヤー（SL）の配置.....	11
	（3）不登校対策サポーターの充実.....	12
4-1-3	教職員等研修の充実について.....	13
	（1）学校管理職の危機管理対応力強化.....	13
	（2）教職員が自らの問題行動に向き合う研修.....	13
	（3）保護者が課題に対応する知識・スキルを学び、情報を共有する体制の整備.....	15

4-2	学校における体制整備	16
(1)	複数教職員による指導・支援体制及びこどもが相談しやすい校内相談チーム	16
(2)	こどもの権利を守るための共通ルールの整備・共有	17
(3)	いじめ等重大事案における第三者による客観的調査と調査内容の再発防止への活用	17
(4)	迅速な初期対応体制	18
(5)	効果的な人権教育研修の実施	19
(6)	不適切指導の基準の明確化	20
(7)	こどもの参画	21
4-3	こどもの権利サポートセンターと教育委員会・学校が役割分担する体制整備	22
(1)	こどもの権利サポートセンターの活用	22
4-4	関係諸機関と役割分担できる体制整備	23
(1)	心理・福祉系国家資格保有者数や養成機関の状況調査	23
(2)	児童相談所や法務少年支援センター等との連携	23
(3)	代理人・紛争処理手続きの活用による保護者対応	24
(4)	こども・保護者・地域住民等の参画によりこどもの権利や利益を守り実現するための体制整備	25
(5)	こどもが学びの場を選択できる体制	26
4-5	国への提言	28
(1)	専門家配置に係る国の財政支援の強化	28
(2)	いじめ重大事態における専門調査員制度の創設	28
(3)	いじめ防止対策推進法の規定の再検討	28
(4)	教職員から児童生徒に対する不適切指導の基準の明確化	29
(5)	こども基本法・子どもの権利条約の学習指導要領への位置づけ、児童生徒と教員、保護者住民等が子どもの権利を学ぶ教材や研修の整備	29
(6)	学校運営協議会への児童生徒参画の促進	29

(7) 不登校等の長期欠席に関する提言	30
(8) SNSの影響と対応に関する提言	30

1. はじめに

地方教育行政は、教育の政治的中立性や安定性を確保し、地域住民の意向を反映することを目的とした教育委員会制度を基盤に運営されている。この制度の下、教育委員会は、教育機会の均等の実現や教育水準の維持・向上に加え、地域における教育、文化、スポーツの振興に重要な役割を果たしてきた。しかし近年、教育現場にはさまざまな課題が浮き彫りになっている。例えば、教職員による不適切な指導や、いじめ、不登校、保護者や地域住民からの不合理な要求、家庭や地域の急激な構造変化などである。また、多様化する子どもや保護者の教育的・福祉的ニーズに対して、学校の対応能力が限界に達しているという意見もある。

令和5年(2023年)4月に施行された「子ども基本法」では、子ども施策に関する基本理念を定め、地方公共団体が国や他団体と連携しながら、子どもやその保護者等の意見を反映させ、子どもの最善の利益を考慮した施策を策定・実施することが求められている。この法律の施行は、教育行政における新たな方向性を示すものであり、こうした状況に対応した地方教育行政の改革が求められている。

熊本市においては、教育大綱・教育振興基本計画の基本理念「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」を掲げ、教育行政の改善を図ってきた。令和5年(2023年)5月、本審議会の設置とともに、熊本市教育長から「子どもをめぐる複雑かつ多岐にわたる課題に迅速、的確かつ丁寧な対応を行うための今後の地方教育行政の在り方について」諮問がなされた。本審議会においては、次ページに掲げる6項目を基に10回にわたり議論を重ね、本答申を取りまとめた。

熊本市教育委員会におかれては、子ども局をはじめとする市長事務部局や外部の関係機関と連携し、本答申に基づく施策が確実に実行されるよう取り組むとともに、地域の教育の質を向上させるために必要な施策を今後とも着実に実行していくことを求めたい。

2. 理念と検討項目

熊本市教育行政審議会では、「こどもの権利を守ること」及び「地方からの発信によるより良い教育行政の実現」を基本理念とし、6つの検討項目を基に議論した。

基本理念	<ul style="list-style-type: none">・こどもの権利を守ること・地方からの発信によるより良い教育行政の実現
------	---

検討項目	<ol style="list-style-type: none">1. 体罰・暴言等、いじめ、自殺、学校事故等の全てに対応した総合的な体制の整備2. 適切な組織・人員、市長事務部局や外部機関との連携・役割分担等の在り方3. 保護者、こども、教職員が相談しやすい総合的な相談対応窓口の整備・充実4. 未然防止、再発防止、事後対応等に関する指針の策定や教職員研修の充実5. 教育委員会・学校管理職のマネジメント・危機管理対応力強化6. 取組状況の確認・評価・公表・周知に関する仕組みづくり
------	--

3. 対応方針項目

6つの検討項目を基に議論した内容を、教育委員会、学校、第三者組織、関係諸機関、国への提言の項目に整理し、次頁以降に対応方針を示す。

対応方針項目	<ol style="list-style-type: none">(1) 教育委員会における体制整備(2) 学校における体制整備(3) 第三者組織と役割分担できる体制整備(4) 関係諸機関と役割分担できる体制整備(5) 国への提言
--------	--

4. 対応方針

4-1 教育委員会における体制整備等

教育委員会は、こどもに関する各種の問題に対応するための基本的な枠組みを整備・充実させる必要がある。まず「体制の整備」として、効率的な組織運営と、関係機関等との明確な役割分担が求められる。次に「専門家の配置」により、福祉・法律等の専門知識を活用し、教育現場への適切な支援を行うことで、こどもの権利の擁護に資することができる。また「教職員等研修の充実」を図ることで、教職員のスキル向上を促進し、教育現場の変化に対応できる柔軟な人材を育成することができる。これらの施策が相互に連携することで、より良い教育環境の実現が期待される。

4-1-1 体制の整備について

(1) 教育委員会内の相談窓口の一元化

教育委員会における相談窓口の一元化は、学校教育活動における様々な問題に対して効果的に対応するために非常に重要であり、そのために以下のような取組が考えられる。

① 相談窓口の一元化と専門家配置

いじめや自殺などの問題に対して、相談窓口を一元化し、法律・福祉・医療などの専門家を常勤で配置する必要がある。これにより、問題解決のために第三者的立場でかかわる専門家を確保し、こどもや保護者、教職員が必要なときに気軽に相談できる環境を整える。専門家の存在によって、問題の長期化や複雑化を防ぐ効果も期待できる。

② 相談内容の周知と相談内容に応じた適切な対応機関の判断

新たな相談窓口では、相談できる内容や対応範囲を関係者に広く周知することが重要である。また、相談内容に応じて緊急性や適切な対応機関を判断することで、相談の初期段階からの適切な対応が可能になる。この仕組みによって、学校管理職や教職員も安心して教育委員会に報告・相談できる環境を整えることができる。

③ 相談者への一貫した姿勢

相談対応においては、相談当初から相談者に寄り添う姿勢と、対応内容を確認できる仕組みを整えることが重要である。これにより、相談者が安心して必要な自己開示をしやすくなり、より相談者側に立った支援が可能になる。相談窓口の対応職員は、常に「こどもの最善の利益のために」という視点を相談者と共有することで、相談者との信頼関係を築く必要がある。

④ 長期欠席への支援（or 対応）の強化と情報提供

不登校等の長期欠席に対する偏見や差別意識を無くすことに尽力しながら、こども一人一人の学びを保証するために、「多様な学び支援センター（仮称）（or 多様な学び学習センター（仮称） or 多様な学びを支援する情報センター（仮称）） or 不登校に関する支援センター（仮称）」を設立し、フリースクールや支援情報等が容易に手に入るよう、希望することもや保護者に提供することが求められる。また、入学式や転入などの機会にこども自身と保護者に支援策を周知し、「長期欠席支援（or 対応）の手引き（仮称）」などの冊子を配布することで、こども自身や保護者、教職員が不登校等の長期欠席に関する情報にアクセスしやすい環境を整えることができる。

（2）こどもの権利を擁護するための体制整備

教育委員会は、こどもの権利を擁護するために、こどもの権利サポートセンターから得た知見や分析結果を学校等の教育機関に還元する仕組みを整備する必要がある。具体的には、こどもの権利サポートセンターと教育委員会双方向で相談内容を共有し、得られた知見や分析結果を情報共有する連携体制をさらに強化し、そのうえで、学校等の教育機関に還元する仕組みを整備していく必要がある。

① 情報共有の重要性

教育委員会とこどもの権利サポートセンターの間で情報を円滑に共有することは、こどもの権利擁護のために不可欠である。この連携により、各機関は実際の事案に基づいた対応を行いやすくなり、迅速かつ適切な支援が可能となる。また、情報の一元化は、こどもや保護者に対して、対応の透明性を高め、信頼性を向上させる効果もある。同時に、個人情報等の守秘義務は必須であり、関係する職員による情報の取扱には、細心の注意を要することは言うまでもない。

② 組織体制の明文化

こどもの権利擁護に関する新たな仕組みを、教育委員会の規則等に明記することが望ましい。これにより、具体的な行動指針や個人情報保護の方針等が明確になり、関係者の共通理解が深まる。また、規則に基づく運用は、持続可能な体制の構築を助け、権利擁護に向けた取組が継続的に行われる土台を提供できる。

③ こどもの権利サポートセンターから得た知見や分析結果を学校等の教育機関に還元する仕組みの整備（※③について具体的な記述を…）

(3) 音声記録等による客観性の担保

(案1)

学校で録音機器やカメラを導入することで、これまで確認が困難だったいじめや体罰等の事実確認が容易になり、教職員の意識向上や保護者等からの不適切な要求の防止が期待される。設置に際しては反対意見も予想されるので、先行的にモデル校で実施するなど、丁寧に行っていく必要がある。

(案2)

学校での録音機器の導入を提案する意見がある一方で、学校内への防犯カメラの設置には慎重な姿勢を示す意見もある。録画によって、事実確認が容易になり、教職員の意識向上や保護者等からの不適切な要求の防止が期待されるとともに、令和8年度からの子ども性暴力防止法の施行を前提に、司法連携のための証拠能力の確保という重要な意義もある。ただし、防犯カメラの設置場所や設置時期についてはさらなる検討が必要である。

① 録音機器の導入

録音機器を教職員が保護者や子どもに対応する場面 (or 学校の適所 or 職員室) に導入することで、事実関係の正確な記録が可能になる。これにより、子どもや教職員の不利益を避けられ、問題発生時の迅速な検証が可能となる。また、教職員に対する意識改革を促したり、不適切な指導を起こしにくい環境にするとともに、保護者からの不当な要求を未然に防いだりする効果も期待される。

② 防犯カメラの導入

防犯カメラの導入に関しては、カメラが教室内のいじめや暴力行為の抑止力となることが期待できる。いじめられている子どもには、カメラで記録を残してほしいという意見があり、いじめに悩む子どもたちの安心感を高めることに資すると考えられる。また、教師が複雑な事案に対処する際の負担を軽減し、授業に集中しやすくなるという利点もある。

(案1)

防犯カメラの導入に関しては、賛否さまざまな意見が存在する。賛成意見としては、カメラがいじめなどの抑止力となり、子どもたちの安心感を高めることが挙げられる。また、解決の道筋が複雑になるような事案に対処する際の教職員の負担を軽減し、授業に集中しやすくなるという利点もある。反対意見としては、カメラ設置に伴う管理や情報公開の問題、プライバシーへの懸念が指摘されている。

今後、こどもの安全性を確保していくためには、必要性や設置場所については慎重に考えていくことが必要である。なお、こどもたち自身に「カメラのある教室」で学ぶか、「カメラのない教室」で学ぶかを選んでもらうなど、守られる立場であるこどもの自己選択・決定権に委ねるのも一案である。

(案2)

防犯カメラの導入には賛否があり、さまざまな意見が存在する。カメラ設置に伴う管理や情報公開の問題、プライバシーへの懸念が指摘されているが、録画データへのアクセス権やアクセスする事例を熊本市個人情報の保護に関する法律施行条例にもとづき、教育委員会における規則整備において厳格に規定するなどすることで、適切な運用が可能と考えられる。

教職員からこどもへの体罰・不適切指導、いじめ重大事態、こども同士の重大トラブルなどの場合における事実確認に際し、当事者の証言のみではなく、それを裏付ける客観的な証拠が確保できる、という学校での課題対応上の大きなメリットがある。

防犯カメラの設置に際しては、こどもや保護者への運用方針の説明と合意形成が重要である。また設置場所については、廊下や教職員の死角となりやすい場所などへの設置にとどめるか、いじめ対応が必要な場合に教室内への防犯カメラ設置を認めるか、などは学校長の権限とし、その際に教職員、保護者やこどもなどステークホルダーとの合意形成について手続きを定めることなどが必要である。

こどもの安全性を確保する、教職員の課題対応の負担を軽減し、客観的な証拠にもとづく課題対応を実現していくためにも、防犯カメラの運用方針や設置場所についての検討を進めることが必要である。

③ 人の目とかわりの重要性

(案1)

教職員や地域ボランティア等による巡回、死角の少ない環境の整備など、人による見守りも考えられる。大人の存在による安心感を担保することで、こどもたちがストレスなく学べる環境を提供できる。しかし、教職員の負担が増加しないようにするためには、支援員等の増員を行う必要がある。

(案2)

こどもが安全安心な学校生活のためには、日常から教職員や支援員等による見守りも重要となる。学校でこどもにかかわるすべての大人が子どもを見守ることで、こどもたちの学校生活の安全安心がより実現される。しかし、そのために教職員の負担が増加しないよう、支援員等の増員を行う必要がある。

また、通年の授業参観日とすることで、保護者等の目で教員の死角となる場所・タイミングも子どもたちを見守るという方法も、有効な手立てであると考えられる。

(4) これまでの対応事案から得られた教訓を生かした対応

教育委員会は、体罰やいじめに関する事案や子どもの状況をデータベース化し、外部の専門家による客観的な分析を行う必要がある。なお、個人情報保護法及び熊本市個人情報の保護に関する法律施行条例にもとづき、データベースの構築・運用・分析に際しては、子どもや保護者が特定されることのないよう匿名加工情報化するなどの措置を行うものとする。

分析に際しては、外部の審議会に付議したり、子どもの権利サポートセンターと情報を共有したりして、対応状況の検証や問題点の分析を進めることが求められる。

① データベースの構築

体罰やいじめに関する事案を教育委員会・学校ともに共有し、データベース化することは、教育現場の実態を把握するために重要である。このデータ（匿名加工情報とする）により、問題の傾向や頻度を明らかにし、適切な対策を講じるための基盤を整えることができる。蓄積したデータを活用することは、長期的な改善策を導く指標にもなる。

② 外部専門家による分析

データベースから得られた情報を外部の専門家が分析することで、客観的な視点での検証が可能になる。これにより、教育委員会や学校内部では見えにくい問題点が浮かび上がり、改善策を明確化することができる。

③ データベースの活用

データベースの分析から得られる知見について、各学校の校内研修計画の中に悉皆研修として位置づけ、管理職からの講話や教職員間による事例研修など、少なくとも年1回程度は(or 事あるごとに) 行う必要がある。

(5) 問題を起こした教職員の担任変更等の指針

体罰・暴言等の問題を起こした教員を担任変更する要望が子どもや保護者から提起される場合に備えて、これまでの事例等を参考にするとともに状況に合わせて担任変更の指針を整理していくことが必要である。また、子どもの安全安心や最善の利益を実現するために、保護者が納得できる担任変更の判断のためのプロセスを確立していくことも重要である。

① 学習環境の確保

教育委員会は、問題について調査中であり、担任変更等の方針が決定するまでの間にも、当該こどもがどのように学ぶべきかの選択肢を用意することが必要である。例えば、担任を一時的に変更することや当該のこどもの希望に基づいて、別のクラスやオンライン授業など多様な選択肢を用意することなど、こども自身の意向を反映させることで、安心して学び続けられる環境を整えることが必要である。

② 担任変更の指針づくり

担任を変更すべき場合の基準を明確にすることが重要である。指針を設けることで現場の判断がしやすくなる。また、保護者の処罰感情への対応も重要であるが、指針を示すことで安心感を提供しつつ、あくまでもこどもの最善の利益を実現するための措置でなければならない。

また、もし担任を変更するという決定がなされた場合、当該こどもはもとより、その他のこどもへも大きな影響を及ぼすと考えられる。そこで担任変更後は副担任が担任業務を代行することになる、といった手順を予め示しておくことで、変更後の不安を最低限度にとどめる対策が必要である。

③ 担任変更等に向けたプロセスの明文化

担任変更等を判断する際のプロセスの明文化が必要である。明文化することにより、即対応が必要な状況では管理職が迅速に判断できる一方、そうでない場合は学校と家庭に明確な手順を伝えることで保護者に安心感を提供できる。

例えば、わいせつ事案と認められた場合は担任を即時変更し、事実確認が必要な事案で調査中の場合は、明文化されたプロセスを経て判断するという指針を明示することが重要である。プロセスに沿った調査や対応が見える化することで、こどもや保護者にも安心感を与えることができる。こどもが登校できなくなる前のリスクアセスメントのルールを設けることも必要である。

(6) 教育委員会の情報公開

教育委員会は、こどもの権利と尊厳を守るため、施策や取組状況を明確に公開する必要がある。また、情報公開の際は、被害者保護を最優先の原則としながらも、加害者側の合意も考慮する必要がある。報道関係者にもその原則を共有しながら、事例に応じた適切な判断を行うことが重要である。被害者・加害者双方の個人情報の取扱には、弁護士会などに法的助言を求める体制の整備も検討されるべきである。

① 施策の公開と報道対応

教育委員会は、こどもの権利を守るための施策をこどもたちにも分かるような文言で分かりやすく公開することが必要である。これにより、幅広い市民の信頼を得られ、教育行政への理解を深めることができる。また、報道に対する方針を検討することで、適切な情報提供が可能となり、誤解や不安を軽減するための方策を検討することができる。

② 合意形成と法的助言

情報公開の際は、被害者保護を最優先の原則としつつ、教育委員会と被害者側・加害者側双方との合意形成を重視すべきである。また、個人情報の取り扱いに関しては、弁護士会などから法的助言を受ける体制を整え、安心して情報公開を進めることが重要である。

(7) 当事者への情報開示

教育委員会・学校等からの当事者への情報開示は迅速に行い、透明性(※)(※何についてなのかを明記)を確保することが重要である。この対応を徹底することで、当事者の納得を得ることが期待される。(or 下線部分を削除)教育委員会や学校は、当事者が情報開示を求める事案について、対応の段階や期間の目安を示すとともに、現在の進捗状況を明確に示せるようにすることが求められる。

① 迅速な情報開示の重要性

情報開示を迅速に行うことは、当事者との信頼関係を築く上で不可欠である。(or 問題の改善の上で重要である。)適時の情報提供は当事者の不安を軽減し、当事者が現状を理解する助けとなる。

② 対応段階の明示

教育委員会や学校は、当事者から情報開示を求められた事案において、対応の段階や期間の目安を示す必要がある。具体的な進捗状況を共有することで、当事者は自分の状況を把握しやすくなる。このプロセスは、問題解決に向けた信頼性を高める要素として機能する。
(or 下線部分を削除)

(8) 個別最適な学びの実現

すべてのこどもに対し、教育委員会は当該のこどもの状況に適した学びの場や手段を提供する必要がある。多様な選択肢を用意し、個別最適な学びを実現することは、こどもの教育

を受ける権利を保障するために重要である。従来の画一的な指導ではなく、個（or 個人）を尊重した支援が求められている。

① 学びの場と手段の多様化

すべてのこどもに対し、さまざまな学びの場や手段とその情報を提供することが重要である。例えば、オンライン学習、学校外の学習機会、地域の学習支援など、多様な選択肢を整えることで、各自のニーズに応じた学びが可能になる。このようにすることで、こどもたちは自分に合ったスタイルで学ぶことができ、より学びへの興味関心やモチベーションを高めることができる。

② 学びの多様化学校の導入

(案1)

学校においては、一律の指導だけでなく、個々のこどもに応じた個別最適な指導が求められる。それぞれの理解度や興味に合わせた指導を行うことで、学びの効果を最大限に引き出すことができる。特に「学びの多様化学校」のような新しい教育モデルを導入することで、こどもが自分のペースで安心して学べたりリラックスしたりする場所を（or 環境を）提供し、自己肯定感を育むことが可能になる。また、教室に入りたくない、登校はしているが本当は学校に行きたくない、といったこどもが通える校内フリースクールの設置や、通常のクラスの運営改善も必要である。

(案2)

学校においては、一律の指導だけでなく、個々の生徒に応じた個別最適な指導が求められる。それぞれの理解度や興味関心を尊重した教育を行うことで、学びの成果を最大限に引き出すことができる。そのために「学びの多様化学校」のような新しい教育モデルを導入することは、こどもに自分のペースで安心して学べる環境を提供することとともに、自己効力感や自己肯定感を育むことが期待できる。（or にもつながる。）

③ 高校入試の改革

高校入試に用いる調査書の改革も考慮すべきである。「出欠の記録」欄・「行動の記録」欄を廃止し、成績（9教科の評定）を3年時のみに限定することで、生徒の現在の能力や努力を公正に評価できるようにするなどの改革の検討・実施が必要である。これにより、生徒が過去の出席状況や成績に縛られることなく、挑戦できる環境が整う。また、普段からの学びを評価してもらいたい生徒と普段は学校に行くことはできなかったが最後まで努力したがんばりを評価してもらいたい生徒の進路を保障していくことが大切である。このような改革を、市立高校から率先して県内に広げていくことで、より多様な学びを尊重し、すべての生徒に対する支援の在り方を見直すよう促すことが、教育の未来にとって不可欠である。（or 下線部分を削除）

4-1-2 専門家の配置について

(1) スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置増・処遇改善と支援体制の充実

学校での心理的支援と福祉的支援の重要性が増しており、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の増員と常勤化が必要である。中学校区に少なくとも1人のSCを配置し、ブロック（or 区）ごとに複数のSSWを配置することで、迅速な支援が可能になる。また、こどもや家族にかかわる高度な専門性や守秘義務の遂行などの職責に鑑み、常勤職としての処遇改善も重要である。常勤職としての配置により、相談体制の充実と教職員との連携が進むと考えられる。

① スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）の常勤化と増員

SC・SSWを常勤職として配置することで、こどもや保護者からの相談に対する迅速な対応が可能になる。SC・SSWの常勤化により学校内で継続的に支援を行うことができ、教育現場のニーズに即した対応が期待できる。また、校区内の就学前の教育機関への支援機能が強化されることにもつながる。さらに、教職員との連携が強化されることで、こどもの心理的・福祉的な課題に対する包括的な支援が実現しやすくなる。

② 支援体制の整備と外部性の保持

教育委員会は、SCやSSWが専門職としての独立性を保ちつつ、他職種との連携が円滑に行われるような組織体制を整える必要がある。具体的には、情報共有の方法や指揮系統の明確化、専門職が教職員と効果的に連携協働するための支援体制の構築を検討すべきである。

また、こども・保護者との信頼関係構築のベースとなる守秘義務と、児童虐待に関する通告義務については、すべてのSCとSSWが常にこどもの最善の利益を考え意識行動する必要がある。このようにSCやSSWが学校内での役割を果たしつつ、教員とは異なる専門職としてこどもや家族にかかわり、学校運営体制の改善にも貢献することで、より効果的な支援が行える環境が整うことになる。

(2) スクールロイヤー（SL）の配置

教育委員会がスクールロイヤー（SL）を配置し、課題対応に際して教育委員会や学校とSLが連携することで、事案のもつれを防ぎ、適切な判断と調査が可能になる。教育委員会

は人選や配置の在り方、報酬額等を適切に設定（or 検討）し、迅速に体制を整える必要がある。

① スクールロイヤー（S L）の役割とメリット

S Lは、教育委員会や学校に対し法的な助言を行うことで、保護者対応や学校運営に関する法的問題を整理する役割を担うが、さらには代理人機能まで担うのが望ましい。専門的な視点から適切な判断が促され、トラブルを未然に防ぐことができるため、学校運営が円滑になることが期待できる。また、S Lの存在により、法的な対応の責任主体である学校管理職の不安を軽減でき、教職員が安心して教育活動に集中できる環境が整うことにつながる。

今後、S Lが教育委員会・学校の代理人機能を担うかどうか、法的な助言機能を重視するかなど、S Lが果たすべき役割についても検討が必要である。

② 体制整備の必要性

教育委員会は、S Lを効果的に活用するための体制を整える必要がある。具体的には、適切な人選や報酬制度の導入を検討し、例えば刑事弁護における当番弁護士制度を参考にすることが考えられる。このような枠組みを整えることで、S Lが迅速に学校に対する法的支援を提供できる環境をつくり出し、教育現場におけるトラブルを効果的に減少させることが可能となる。

（3）不登校対策サポーターの充実

不登校対策サポーター（以後、サポーター）は、子どもたちに安定した環境を提供するために重要である。今後はすべての中学校に配置するとともに、小学校へのサポーター配置の拡充が必要である。また「不登校対策サポーター」という名称も再考の余地がある。

① 安定した環境の提供

子どもにとって、当事者側に立った寄り添い型の支援環境は心の安定につながる。不登校等の長期欠席の子どもが安心して相談できるサポーターがいることで、自己肯定感や孤立孤独を防ぐことが期待される。また、信頼する大人と安定した関係を築くことで、子どもたちは自分の問題をサポーターに話しやすくなり、適切な支援を受け入れることが期待できる。

そのためにも、サポーターの待遇を充実させなければならない。併せて、全学校にサポーターが生徒と一緒に安心安全に活動できる十分な場所を確保する必要がある。

② 小学校への不登校対策サポーターの配置

長期欠席は小学校段階に早期化しているため、小学校へのサポーターの配置が重要である。こどもが小学校で感じる不安やストレスを早期に解消することで、その不安やストレスによる不登校を防ぐ効果が期待される。小学校でのサポートは、こどもの学校生活をより円滑にし、学びの機会を確保するためにも不可欠である。

4-1-3 教職員等研修の充実について

(1) 学校管理職の危機管理対応力強化

教育委員会は、学校管理職の危機管理対応力を強化するため、研修を充実させる必要がある。学校管理職は、初期対応からSCやSSWなどの専門スタッフの活用を含むマネジメント能力が求められている。具体的には、学校での事例や全国の判例等を基にしたケーススタディが効果的である。

① 危機管理対応力の必要性

学校管理職には、危機管理対応力がこれまで以上に求められている。特に、問題発生時における初期対応において、迅速かつ適切な判断が必要であり、SC・SSW・SL等専門職との連携が不可欠である。学校管理職が危機管理対応力を高めることで、問題発生時に学校全体が円滑に機能し、こどもや保護者への影響を最小限に抑えることができる。学校管理職は、そのための実践的なスキルを身に付けることが重要である。

② ケーススタディによる研修の有効性

効果的な研修プログラムとして、教育委員会が過去に対応した学校での事例や全国の判例等を基にしたケーススタディを導入することが考えられる。具体的な事例を基にしたワークショップ等の実践的な研修を通じ、管理職は実際の状況に即した危機管理対応力を養うことができる。また、他校の成功事例や失敗事例を学ぶことで、危機管理に対する意識が高まり、より高い危機管理対応力を身に付けることができると考えられる。また、効果的なケーススタディ研修となっているかについて、こどもや保護者によるユーザーチェックも必要である。

(2) 教職員が自らの問題行動に向き合う研修

問題行動を起こした教職員が自らの行動を見つめ直し、再発を防ぐためには、研修やカウンセリングの充実が不可欠である。教育委員会や学校は、専門組織と連携し、実践的な研修

を提供することで、教職員が自らの問題行動の背景を理解し、感情コントロール（or アンガーマネジメント）を学ぶ機会を増やす必要がある。

① 問題行動の自己分析

教職員は、自らの問題行動を客観的に分析し、要因を理解することが重要である。研修やカウンセリングにより、自らの行動の要因を認識し、同じ問題を繰り返さないようにするための基盤が築かれる。教職員が自己認識を高めることで、教職員は問題の根本的な原因に向き合い、行動の改善につなげる必要がある。

② 外部専門組織との連携による研修の充実

教育委員会や学校は、専門組織と連携して、具体的な事例に基づく研修を提供する必要がある。特に被害者に適切に向き合うための教育やアンガーマネジメントなど、専門的な知識をもつ講師を招くことで、教職員がより実践的なスキルを身に付けることが可能になる。このような研修は、問題の再発防止にもつながる。

③ ロールプレイや事例共有による学び

教職員の問題行動を未然に防ぐために、ロールプレイを取り入れた研修が効果的である。また、過去の問題行動の事例を取り上げて共有し、その背景や経過を理解することで、具体的な行動改善に役立てることができる。この情報共有は、教職員が問題行動のリスクを認識し、慎重に行動する助けとなる。

また、効果的なロールプレイ研修となっているかについて、こどもや保護者によるユーザーチェックも必要である。

④ 定期的な感情コントロールの指導

問題を起こした教職員に対して、感情コントロールの技術を専門家から指導してもらうことが重要である。教職員が感情や怒りを適切に管理するスキルを身に付けることで、職務上のストレスや緊張に対処しやすくなる。職場復帰後にこどもに対し感情コントロールが適切にできているかどうかのケアも必要であり、学校全体で取り組むことで学校運営の改善にも資する必要がある。

⑤ チーム学校としての危機管理能力を向上させるための研修

問題行動を起こした教職員だけではなく、学校全体として、危機管理能力を向上させるために、日頃からチームとして意識を高めることは重要である。管理職や専門家の講話等による知識習得の研修にとどまらず、事例をもとにしたロールプレイやマニュアルに沿った訓練等を行う必要がある。また、適宜マニュアルの見直しも行いつつ、継続的に取り組む必要がある。

(3) 保護者が課題に対応する知識・スキルを学び、情報を共有する体制の整備

教職員の不適切指導やこどもの課題に適切に対応するためには、保護者への情報提供と共有が重要である。教育委員会は、体罰・暴言、いじめ、不登校等の長期欠席などの具体的なケースに基づいた情報を公開し、こども・保護者が自ら学ぶ機会を設けることが求められる。また、情報にアクセスしづらい保護者への支援も検討する必要がある。

① 保護者との協力体制の構築

こどもの最善の利益を追求するためには、保護者との協力体制が不可欠である。教職員は保護者に対して適切な情報を提供し、共にこどもを支える姿勢をもつことが重要である。具体的には、保護者向けの説明会やワークショップを通じて、教育の方針や取組を共有し、意見交換を行うことで、信頼関係を築くことが期待できる。この協力体制は、こどもにとってより良い学びの環境をつくる基盤となる。

② 情報提供の多様化とアクセス向上

教育委員会は、こども・保護者のニーズに即した情報を提供するため、体罰・暴言やいじめ、長期欠席等、具体的なケースに基づく動画や資料を公開することが重要である。また、情報にアクセスしづらい保護者への配慮も必要である。例えば、相談窓口での提供など、多様な方法で情報を届けることが求められる。これにより、保護者が必要な知識やスキルを身につけやすくなる。

4-2 学校における体制整備

(1) 複数教職員による指導・支援体制及びこどもが相談しやすい校内相談チーム

こどもに一人の担任教員のみでかかわる固定化した環境から、複数の教職員がかかわる環境にシフトすることで、相談相手の選択肢が増え、相談の自由度が高まる。そのためには、校内相談チームの設置や、チーム担任制の導入が効果的だと考える。気軽に相談できる体制づくりが進めば、教員とこども双方に気持ちの余裕が生まれる。それによって、こどもが早期に救済される可能性が増すばかりでなく、相談する教員を複数から選択することで主体性を育むことにもつながる。

① 複数教職員と信頼関係をつくる機会の確保

担任以外の教職員が相談に関与することで、こどもの相談先の選択肢が増え、多様な支援を受ける機会が増えることになり、ニーズに応じた適切なサポートを受けることができる。また、複数の教職員と信頼関係をつくる機会を得たこどもは、人は多様であることを学び、相談する自分を肯定しやすくなる。

チーム担任制の導入による、サポートの質の向上についての検討も必要である。複数の教職員が関与することは、教員にとっても、一人の担任が大きな問題を抱え込むリスクが減少し、チームの連携によってこどもを多角的に観察できるため、柔軟な対応が可能になる。このような取組は、こどもの安心感と成長を促進するために重要である。

チーム担任制は、熊本市においては、これまで実施した学校で必ずしも高評価ではなかったが、先進事例等に学びながら改善の余地は大きいと考えられる。導入の方法に関しては、小学校では教科担任制、中学校では教科担当のローテーションも考えられる。

② 相談しやすい環境の整備

学校は、保健室の構造を見直したり、相談室を設置したり、あるいは職員室の機能・構造を抜本的に見直すなど、多様な相談スペースを十分に確保することで、こどもが相談しやすい環境を整える必要がある。また、学校内でのコミュニケーションを重視し、教職員が日常的にこどもと受容的・肯定的にかかわる機会を増やすことで、信頼関係を築くことが重要である。

そのためにも、相談スペースに関しては、職員室のレイアウトを変えるなどして、チーム担任制の取組とも連動しながら、こどもがどの職員にでも気軽に相談できるような方法を考える必要がある。こうした取組が進むことで、こどもが自身の意見を自由に表現できる場と機会が増えたと考えられる。

(2) こどもの権利を守るための共通ルールの整備・共有

学校は、体罰・暴言やいじめ、過度の校則、差別や偏見、強制的な集団行動などの権利侵害を防ぎ、こどもが安全安心に過ごす権利、学ぶ権利などの諸権利を守るため、こどもや保護者とこれらの課題が起きたときに学校がどのように対応していくのか、共通理解のためのルールを整備することが重要である。その際、相談内容に関しての守秘義務の範囲については、ルールを明確に伝え共有しておく必要がある。教育委員会がルールを作成し、学校が入学時や各学年・学期開始時その他必要な場合にこどもや保護者に説明することで、こどもが安全安心に学校で過ごす権利や学ぶ権利などの諸権利を守る基盤となる。

また、いじめの未然防止や早期発見・早期相談のためにも、こどもたちが主体的にこどもの権利の侵害を防止する活動に参加できる機会をつくるのが効果的である。

① 共通理解を促進するルールの整備

いじめや体罰に対する明確なルールを整備し、教育委員会・学校、教職員と保護者、こどもが共通理解をもつことが不可欠である。教職員と共にこどもに関わる専門職や支援員等にも共通理解のためのルールを共有することも重要である。教育委員会は、ルールを策定し、教職員に徹底し、入学時や保護者総会など、機会をとらえて保護者やこどもに説明することで、こどもの権利を守ることの重要性を共有することができる。この共有プロセスを通じて、こどもが自らの権利を理解し、守る意識を高めることが期待される。

② こどもの主体的な参加を促すルールづくり

いじめ防止に向けて、日常からいじめを許さない学校づくりに全教職員で取り組むのは無論のこと、こども自身が「いじめ防止のためのルール (or こどもの権利の侵害を防止するための評価基準)」を作成することは重要である。主体的な参画を促すことで、より効果的な未然防止活動が可能になり、こども自身が責任をもって環境を改善する意識が芽生えると考えられる。

(3) いじめ等重大事案における第三者による客観的調査と調査内容の再発防止への活用

教育委員会はいじめ等重大事案における第三者による客観的調査を迅速に実施できる体制を整備する。学校は、こどもや保護者からの体罰、いじめ等の不安や相談に適切に対応できる体制を整える必要がある。重大な事案について当該教職員に調査報告書を確認させ、対応に関する自己反省と行動の変容を促すことで再発防止に役立てられる。また、加害事実が認定されたこどもや保護者に、教育委員会や学校から調査結果を共有し、問題解決のための支援を共に考える機会も必要である。

① いじめ等重大事案における第三者による客観的調査

※教育委員会の取組を明記してはどうか。

② 教職員への調査報告書の共有

学校は、教職員による体罰・いじめ等の重大事案に対して当該の教職員に調査報告書を管理職から説明する機会を設けるべきである。これにより、教職員は自身の行動を振り返り、対応に関する問題点を理解することができる。このプロセスは、教職員の意識を高め、再発防止に向けた具体的な行動を促すために重要である。結果として、学校全体の体罰・いじめ等への対応力が向上し、より安全な環境が整備されることにつながる。

③ こどもの加害行為への指導と改善のための内省の機会提供 (or 加害者への支援と改善の機会提供)

いじめ事案において、学校は第三者調査によって加害事実が認定された子どもやその保護者に調査結果を共有し、改善のための支援を行う機会を提供することが重要である。問題の真の解決には、加害行為に及んだ自らの行動を見つめ直すことが不可欠である。学校は、必要な指導や支援をともに考える場を設けることで、加害行為に及んだこどもの可塑性に働きかけ、健全な人間関係を築く手助けをすることが必要である。

(4) 迅速な初期対応体制

学校は、全教職員にいじめ重大事態や熱中症等の学校事故等に対する危機管理対応マニュアルを共有し、学校内外での実践的な研修を通じて徹底し、迅速な初期対応を可能にする必要がある。こどもの課題についての情報共有時には個人情報保護に配慮しながら、こどもの受け入れ体制を大切にすることも重要である。不登校の子どもには適切な支援を提案し、担任の教員自身が不登校の子どもへの対応を自分事として捉えることが求められる。

① 危機管理体制の整備

教育委員会は、学校での危機管理対応マニュアルやフローチャートを整備する必要がある。学校は、全教職員に危機管理対応マニュアルやフローチャートの活用を徹底し、迅速かつ的確な初期対応を可能にする体制を整える必要がある。また、養護教諭等を中心に校内に危機管理対応チームを設け、研修を受けたり、他校とつながったりすることで知見を深め、そのノウハウを校内研修で共通理解する必要がある。

これにより、どの教職員でも同じ基準で対応できるようになり、問題が発生した場合の混乱を最小限に抑えることが期待される。また、こどもからの体罰・いじめ等に関する訴えを把握した際には、個人情報保護に配慮しながら、校内で情報を即座に共有することで、迅速な対応を促進していく。

② 不登校等の長期欠席のこどもへの支援

不登校等の長期欠席のこどもへの初期対応としては、学校からの温かい声掛けや受け入れ体勢の準備が重要である。また、こどもだけでなく保護者にも「フレンドリー」や「フレンドリーオンライン」、「ユア・フレンド」、「フリースクール等」の活用の好事例を紹介していくことも有効である。就学時健康診断時や入学時に、不登校や心配な場合の相談先や相談の仕方（or「学びの選択肢は多様にある」ということ）について説明することも重要である。

（５）効果的な人権教育研修の実施

学校における体罰・暴言やいじめを防ぐためには、人権教育研修の実施が不可欠である。教職員が自らの言動を振り返り、こどもの人権を尊重する意識を育てることが求められている。また、教育の場全体で人権に関する理解を深め、相互尊重の関係を築くための環境づくりが重要である。

① こどもが自分自身のこどもの権利や、他者の人権について学ぶこと

こどもは、自分もつ基本的な権利、例えば教育を受ける権利や意見を表明する権利を理解することで、自己の尊厳を大切にし、他人と対等に接することの重要性を学ぶことができる。また、他者の人権を理解することは、他人を尊重し、共感し、社会的な問題に関心を持つきっかけとなる。こどもの権利について学ぶことは、家庭や学校、社会での対話を促進し、未来の社会における責任ある市民を育む役割を果たすことにつながることを教職員が共通理解しておく必要がある。

② 学校での教職員に対する人権教育研修の必要性

学校での教職員に対する人権教育研修は、教職員がこどもを尊重し、自らの言動を振り返る機会を提供している。このような研修は、教職員同士の対話を促し、相互理解を深めることで、より良い教育環境を整える基盤となる。人権に基づく教育は、体罰・暴言やいじめ防止や学校内のハラスメント防止にも寄与する。

全国的な課題となっている不適切指導や性暴力についても、子どもの権利の視点から教職員が学びを深めることで、未然防止の意識を高めることができる。

③ 教職員の適切なこどもとのかかわり方の振り返りと相互尊重

教職員が自らのかかわりを振り返り、内省することで、こどもとの信頼関係を築くことができる。教職員間でもお互いの意見を尊重し合うことが重要であり、そのためには安心して参加できる環境が必要である。これにより、より協力的な職場環境が育まれることが期待できる。

④ 人権教育カリキュラムの整備

こどもの権利を守るために、こどもおよび教職員が学ぶことができる系統的な人権教育カリキュラムの構築が求められる。体罰・暴言やいじめ、などのこどもの権利侵害だけでなく、特に、「生命（いのち）の安全教育」や性暴力、デートDVに関する教育は重要であり、こどもが発達段階に応じて理解できる実践的な教材の提供が必要である。

また、教職員の子どもの権利理解および指導能力の向上も必須となる。人権教育カリキュラムを通じて、こどもたち自身が人権を理解し、学ぶことが促進される。さらに系統的な人権教育カリキュラムを必修化することも検討すべきである。

（6）不適切指導の基準の明確化

教職員によるこどもへの不適切な指導については、その判断が難しいため、不適切な指導の基準を明確にすることが重要である。例えば、熊本市体罰等審議会では長時間の叱責や大声での叱責が暴言に当たるとされている。このような具体的な基準を示すことで、教職員の指導に対する認識を正すことが期待される。

① 不適切な指導の基準の明確化

教職員によるこどもへの不適切な指導については、国による法制や通知等の判断基準が存在しないため、まず教育委員会が不適切指導の基準を明確にしなければならない。（or することが重要である。）また、教職員の指導方法に対する理解を深めるために必要である。具体的に「長時間」の定義や「大声」の程度、禁止される言葉がけを示すことで、教職員は自らの行動を振り返りやすくなる。このような基準を設けることで、不適切な指導がどのような行為に該当するのかを理解し、意識的な指導を促すことが可能になると考える。

② 児童虐待防止の視点

教職員だけでなく、保護者や各支援員・部活動指導員等の地域人材による叱責等の行為が不適切指導や児童虐待に該当する可能性があることを理解することも重要である。この視点を踏まえ、教育現場では、教職員とともに保護者や各支援員・部活動指導員等の地域人材にもこどもの人格を尊重し権利を守るかかわり方についての研修や啓発活動、相談先の周知も

必要である。そうすることで、教職員と保護者、地域人材など子どもに関わる全ての大人が、子どもの権利を守り、人格を尊重する適切な関わりが実現できることが期待される。(or 子どもが家庭においても学校においても、暴力暴言のない環境で育つことが期待できる。)

(7) こどもの参画

こどもは学校教育活動における学びや活動の主体である。学校運営に対しこどもの参画の機会を保障し、意見を尊重し、共に実現することが重要である。こどもが学びや活動の主体として意見を表明できる機会、参画する機会を通じて、学校運営におけるこどもの意見を積極的に取り入れることが重要である。こどもたちが意見を表明できる機会をもつことは、こどもの権利条約に明記されており、より良い教育環境を共に創造することが期待される。

4-3 こどもの権利サポートセンターと教育委員会・学校が役割分担する体制整備

(1) こどもの権利サポートセンターの活用

保護者からの相談は、学校が担うべき範囲を超えることもあり、そうした場合には教職員の負担ともなっている。そこで、こども局に設置されたこどもの権利サポートセンターの活用が期待される。学校が直接対応できる範囲を超えた相談の場合、教育委員会はこどもの権利サポートセンターと連携し、保護者を相談につなげることができる。また、こどもの権利サポートセンターとの連携によって、こどもや保護者が納得できる解決ができる可能性も高まる。

① 相談対応の役割分担

学校が抱える保護者からの相談には、学校が直接対応できる範囲を超える事項も含まれ、教職員の負担ともなっている。このため、相談対応の役割を明確にし、こどもの権利サポートセンターの他、「学校教育コンシェルジュ」等の市の関係機関と連携することで、学校が本来の教育活動に集中できる環境を整えることが必要である。

② 教育委員会との連携

こどもの権利サポートセンターが相談を受け、こどもの権利を擁護し、こどもや保護者が納得できる前向きな解決を目指すにあたって、教育委員会は、必要に応じ、こどもの権利サポートセンター職員が学校に出向いて調査し、学校や教育委員会に対応を要請したり、こどもや保護者に説明したりすることに対し、積極的に連携・協働していくことが重要である。

4-4 関係諸機関と役割分担できる体制整備

(1) 心理・福祉系国家資格保有者数や養成機関の状況調査

教育委員会は、地域リソースの実態を調査し、社会福祉士・精神保健福祉士や公認心理師・臨床心理士などの資格保有者の状況を把握することが急務である。具体的には、大学等と協議会を設置する。また職能団体である「熊本県臨床心理士・公認心理士協会」「一般社団法人 熊本県社会福祉士会」等と連携し、熊本市におけるSCやSSWの活動状況やニーズを共有し、資格保有者の確保に向けた働きかけを積極的に行うことが求められる。

① 心理・福祉系国家資格保有者数や養成機関などの地域リソースの調査

教育委員会が心理・福祉系国家資格保有者数や養成機関などの地域リソースの実態を調査することは、こどもの最善の利益や諸権利を守るための体制に不可欠な人材確保において重要である。社会福祉士・精神社会福祉士や公認心理師・臨床心理士などの資格保有者や養成機関が熊本市内や県内にどれほど存在するかを把握することで、計画的に採用や育成を行うことが可能になる。

② 心理・福祉系国家資格養成機関や大学等との連携強化

教育委員会が心理・福祉系国家資格養成機関や大学等と協議会を設置することで、SCやSSWの計画的な採用や育成、実際の活動状況や教育委員会等の行政との連携協働へのニーズを共有できる。養成機関との連携により、資格保有者の確保や育成に向けた具体的な施策を検討することが可能となる。また、大学等との連携で地域内での情報交換や協力体制の強化が進むことで、教育現場における支援体制の向上が期待される。

(2) 児童相談所や法務少年支援センター等との連携

学校は、問題行動を繰り返してしまうこどもについて、少年法に基づく適切な処遇が求められる場合、警察への相談や通告を行う。また、児童相談所、法務少年支援センターや警察署の専門家の助言を積極的に活用することも重要で有効である。教育委員会は、相談・通報・通告の基準を明確にし、関係者間で共有する必要がある。

① 警察への相談基準の明確化

教育委員会は、小学校を含め学校が警察への相談や通報を行う際の基準を明確に設定することが重要である。具体的な基準があれば、学校は判断に迷わず迅速に対応することが可能になる。また、これも4-2(1)に示した共通理解のためのルールとしての基準をこども、保護

者、地域とも共有することで、関係者全体が同じルールのもとで判断・行動しやすくなり、こどもの問題の改善のための効果的な連携が可能になる。

② 児童相談所との連携

学校は、児童相談所との連携をこれまで以上に強化する必要がある。これにより、こどもや保護者が適切な支援体制を築くことが可能となる。連携を通じて、こどもや保護者が専門的な支援を受けられる環境を整えることが、こどもの問題行動に対処する上で非常に重要である。

(3) 代理人・紛争処理手続きの活用による保護者対応

教育委員会は、保護者からの学校に対する理不尽で攻撃的な言動に対処するため、弁護士などの代理人を選任し対応できる仕組みを整備し、必要に応じて警察など外部機関への相談を行う方針を保護者に周知していく必要がある。これにより、学校は教育活動に専念し、教職員の疲弊を防ぐことが期待される。

① 教育委員会が弁護士などの代理人を選任し保護者対応する仕組み

教育委員会は、保護者の理不尽で攻撃的な言動に対処するため、弁護士などの代理人を選任できる仕組みを整備することが必要である。この仕組みを導入することで、教職員の直接対応による保護者との関係悪化や、教職員を過度のメンタルストレスやバーンアウトから守り、問題を解決することが期待される。保護者にもこの方針を周知することが必要になる。

② 代理人・紛争処理手続きの活用による保護者対応

学校は、トラブル発生時に法務省人権相談の活用や代理人による仲裁・紛争処理手続き（ADR）を活用するなど、専門機関と連携することを検討してもよい。（or ことも重要である。）保護者にも、法務省人権相談の活用や代理人による仲裁・紛争処理手続き（ADR）の活用を周知することも必要になる。これにより、保護者間のトラブルや学校外の問題に対して、保護者自身が専門的な助言や支援を受けることが期待できる。また、学校が対応すべきではないこどもの権利侵害事案については、こどもの権利サポートセンターとも協力し、こども自身の権利を守る視点からの対応を行うことが重要である。

(4) こども・保護者・地域住民等の参画によりこどもの権利や利益を守り実現するための体制整備

(案1)

「地域に開かれた学校」を実現するためには、コミュニティ・スクール（CS）の導入が重要である。教育委員会は学校に権限を移譲し、地域と連携しながら課題解決を進める独立機関の設置が求められている。こどもや保護者の意見を反映し、地域が学校を支援する仕組みを整えることで、学校の運営がより円滑になると考える。

(案2)

学校は全てのこどもが安全・安心に育ち、学ぶ権利を実現するための場である。このためには、こども・保護者・地域住民の参画により、こどもの権利や利益を守り、より良く実現するための学校運営の実現が必要である。学校運営協議会は、学校の運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関であり、こども、保護者、地域住民等の意見を反映し、地域が学校を支援する仕組みを整え、かつ学校運営協議会の目的に、こどもの権利や利益を守り、より良く実現するための学校運営の実現を置くことで、どの学校においても、全てのこどもが安全・安心に育ち、学ぶ権利を実現していくことが期待される。

① コミュニティ・スクール（CS）（or 学校運営協議会）の役割

(案1)

CSは、地域・家庭と学校をつなぎ、閉鎖的な学校運営を改善する役割をもつ。地域の専門家や住民が参画することで、学校の課題を解決するための多様な視点を提供し、こどもの権利や利益を守るための協力体制を強化する。

(案2)

学校運営協議会は、学校の運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関である。学校運営を改善する役割を持つ。こども・保護者・地域住民等の参画により、こどもの権利や利益を守り、より良く実現するための学校運営について協議をすることで、多様な視点を共有することができ、より良い学校運営の実現につながることを期待される。

② 地域の支援体制

地域住民が学校の問題を理解し、協力することにより、学校の課題を理解し、こどもや保護者の課題の改善を共に支える環境を築くことが期待される。

(5) こどもが学びの場を選択できる体制

不登校はどのこどもにも起こり得る問題であり、どのこどもも学校及び学校外での学びの場を選択できる体制を整備することが必要である。学校はSC・SSW等の専門職とも連携し、こども一人一人に寄り添いながら、教育支援センター（「フレンドリー」）やフリースクールなど、学校以外の学びの場も案内提案することが重要である。

これにより、こどもの学ぶ権利を保障し、育ちの場の選択肢を増やすことが期待される。これには学校だけでなく、地域や社会全体の理解や支援が必要であり、教育委員会は定期的に情報発信を行うことが求められる。

① 学校外の学びの場の提案

学校は、こどもや保護者に対して「フレンドリー」やフリースクールなど、学校以外の学びの場についても（or に関する）情報提供をすることが必要である。これにより、あらゆるこどもに対して選択肢をあきらかにし、学ぶ権利を保障し、教育機会を提供できる。こどもの選択に際しては、一人一人の多様なニーズに学校やSC・SSWが寄り添うことも重要である。

② 地域や社会全体の理解と連携

(案1)

不登校状態にあるこどもの人数から考えても、不登校は個人の問題というより社会が取り組むべき課題だととらえるべきであろう。であるとしたら、不登校支援には社会全体の理解と協力が必要で、熊本市においては地域社会と連携し、人的支援や金銭的支援等を得ることが理想である。今あるフリースクールなどの社会資源を活用し、学校や教育委員会と協力関係を築くことで、不登校のこどもに対する支援がより効果的に行えるようになると考える。

(案2)

こどもの不登校は学校だけでは解決できないため、地域や社会全体の理解と協力が重要である。フリースクールなど地域でこどもの育ちと学びを支える場とも連携協働することで、不登校のこどもに対する支援がより効果的に行えるようになると考える。

③ 個に合わせた学びの重要性

(案1)

不登校のこどもには、個々のニーズに応じた教育の場の提供が求められる。各自の個性を尊重し、かつ孤立させずに他者とつながる環境を創造し、こどもが自分のペースで安心して学びを進められるよう体制を整える必要がある。もちろん、これは不登校状態になる以前に、すべてのこどもに対して必要な学びの変革と考える。

(案2)

不登校であっても、子ども一人一人の個性やニーズを尊重し、孤立させずに他者とつながる環境を整えることが大切である。個別の対応を通じて、子どもが自分のペースで学びを進められるような体制を整える必要がある。

④ 情報発信の強化

教育委員会は、フリースクールやその他の学びの場について、子どもや保護者、住民の求めに応じて、(or 住民に対し、)また定期的に出席扱いや成績評価も含めた情報を発信することが求められる。

(案1)

その際には、誰もが容易に情報に行きつけ、実際に活用できるような発信を心掛ける。新たな経済的支援や助成措置の検討も進め、より多様な学びの選択肢を提供することが期待される。

(案2)

わかりやすい情報発信により、保護者や子どもが学びの選択肢を広げるきっかけをつくることができる。

⑤ フリースクール等の学校外の学びへの支援や助成 (※④とは別項目として追加)

新たな経済的支援や助成措置の検討も進めることで、より多様な学びの選択肢を提供することが期待される。

4-5 国への提言

(1) 専門家配置に係る国の財政支援の強化

学校の運営において、教員が行う教材研究や授業準備のための時間を確保することは必須である。一方で保護者や子どもからは、様々な個別の問題が寄せられている。教員の負担感や疲弊を軽減し、働き方改革を実現するには、教員以外の職員や専門家の支援が必要である。特に、SCやSSWの必要性は増大しており、学校への常勤配置は不可欠である。教育委員会は、SCやSSWを国庫負担の対象となる教職員定数として算定したり、福祉的役割等を担う職員を学校へ配置したりするための財政支援を、引き続き強く国に要望していくべきである。

(2) いじめ重大事態における専門調査員制度の創設

現在、こども家庭庁は、「いじめ調査アドバイザー制度」を設け、いじめ重大事態調査を行う自治体や学校法人などに助言を行っている。更なる対策として、児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いのある事案については、国の専門調査員が事実関係を直接調査し、事案を検証することで、再発防止策に活かされるような制度設計を、教育委員会から国に提言することが考えられる。その前提として、こども家庭庁ではいじめ重大事態調査の報告書を収集・分析する組織を立ち上げると側聞するが、この際の精緻な収集・分析を望みたい。

(3) いじめ防止対策推進法の規定の再検討

いじめ防止対策推進法（以後、推進法）制定以前の定義（国の調査の定義は平成18年度分から推進法に近い表現に変更されている）では、力の差や攻撃性、継続性などの判断を要し、いじめ問題を見逃すケースがあったため、法制定によって現行の定義が確立した経緯がある。

今後は、いじめの深刻度に応じて、自治体の対応方法に優先順位をつけた運用を行う事案のアセスメント等、対応体制の在り方も検討すべきである。ただし、その深刻度の判定は単に客観的事実などに基づいて判断されるべきではなく、被害を受けた子どもの尊厳を保持することに十分に配慮すべきという意見がある

一方、推進法では、被害者側が精神的な苦痛を感じていることのみがいじめ認定の要件となっており、被害者側の主観で判断されるが故に、子どもの発達段階やバウンダリー（自他

境界線) 形成の途上にあることで想定されるトラブルに、学校がむやみに介入せざるをえないことが多々発生している。そのことが結果として、子ども同士の問題解決力を奪い人間関係の希薄さにつながる側面があることを危惧する意見もある。

推進法では、重大事態の調査を義務付けているが、国がいじめ防止の対応策を検討する際には、調査が適切に行われているか、子どもの権利の視点から被害者と加害者の両方に適切な対応がなされているかについて検証する必要がある。

このような現状をふまえ、推進法の改正や、いじめ重大事態ガイドラインの点検・再度の見直しについて、国に提言すべきである。

(4) 教職員から児童生徒に対する不適切指導の基準の明確化

教職員による児童生徒への不適切な指導については、国による法制や通知等の判断基準が存在しない。熊本市教育委員会としての不適切な指導の基準を明確にすることも重要であるが、児童生徒への不適切指導の基準や対応に地方自治体間の格差が存在してはならず、国としての基準の明確化を提言する必要がある。

(5) こども基本法・子どもの権利条約の学習指導要領への位置づけ、児童生徒と教員、保護者住民等が子どもの権利を学ぶ教材や研修の整備

学習指導要領において、こども基本法・子どもの権利条約を位置づけ、教科横断的に系統化されたカリキュラムで、児童生徒が理解を深めることが必要である。いじめ、不登校、不適切指導などの問題が起きたときも、児童生徒が自らの権利を知り、また他の児童生徒や大人たちの権利も大切にしながら、相談したり権利を行使することができるための正しい知識を身に着けることを国に提言することも重要である。

また児童生徒と教員、保護者住民等が子どもの権利を学ぶ教材や研修の整備も、国として取り組むべきことを提言する必要がある。

(6) 学校運営協議会への児童生徒参画の促進

児童生徒は学校教育における学びや活動の主体である。学校運営に対し児童生徒の参画の機会を保障し、運営におけるこどもの意見を尊重し、共に実現すること積極的に取り入れることが重要である。児童生徒が学びや活動の主体として意見を表明できる機会、参画する機会を保障されることで、学校運営に対する理解が深まり、より良い教育環境を共に創造することが期待される。

国として学校運営協議会への児童生徒参画に関する実態調査や「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」での事例共有などを通じて促進する必要がある。

(7) 不登校等の長期欠席に関する提言

学校での教育課程の修了要件の緩和や登校へのこだわり (or わだかまり)を緩和 (or 払拭)することは、現代の教育において重要である。特に、不登校という概念は、多様な学び方への無理解につながり、これがこどもに過度なプレッシャーを与えている。すべてのこどもが自分のペースで学び、成長する機会を保証するためには、社会全体でこの固定観念を見直す必要がある。「不登校」という用語の変更を含め、このことを国に提言することが必要である。

(8) SNSの影響とその対応についての提言

SNS上のいじめ問題は、国際的にもその解決に向けて様々な議論が行われている。SNSの利用については、年齢制限を加える国も出始めている。わが国においても教育現場における重要な課題であるだけに、保護者の理解、社会の理解も必要であり、国に対して引き続き包括的な対策をするよう提言すべきである。また今後は、デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力であるデジタル・シティズンシップを育む教育も重要となる。そこでは情報モラルについて教えるだけでなく、こどもが自ら善悪について考え・判断する力の育成が早急に求められる。